

③

平成30年6月1日開会

平成30年第2回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目

次

	頁
1. 条例その他の概要.....	1
2. 専決処分概要.....	5

条 例 そ の 他 の 概 要

1. 条例その他の概要

- (1) 茨城県県税条例等の一部を改正する条例
地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 茨城県旅館業法施行条例の一部を改正する条例
旅館業法施行令の一部改正等を踏まえ、所要の改正をしようとするものである。
- (3) 医療法に基づき病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
医療法の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (4) 茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例
看護職員が不足する地域における看護職員の確保を図るため、所要の改正をしようとするものである。
- (5) 茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の一部を改正する条例
県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図るため、所要の改正をしようとするものである。
- (6) 茨城県工業技術センターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
茨城県工業技術センターの名称変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (7) 茨城県都市計画審議会条例の一部を改正する条例
都市計画審議会の組織の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (8) 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業及び流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
利根左岸さしま流域下水道事業及び鬼怒小貝流域下水道事業の計画下水量の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (9) 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例
県立高等学校を統合し、新校を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

(2)

(10) 県有財産の売却処分について（茨城中央工業団地（1期地区）事業用地）

事業用地として、東茨城郡茨城町中央工業団地6番12の土地30,000.00平方メートルを予定価格5億3,400万円で東日本エア・ウォーター物流株式会社代表取締役社長濱中一久に売却しようとするものである。

(11) 県有財産の売却処分について（島名・福田坪地区教育施設用地）

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業地区内において、小学校用地として、つくば市谷田部字真瀬向52番1ほか38筆の土地29,868.45平方メートルを予定価格6億7,624万5,221円につくば市長五十嵐立青に売却しようとするものである。

(12) 工事請負契約の締結について（(仮称)北沢トンネル本体工事（その1））

一般国道461号（仮称）北沢トンネル本体工事（その1）について、水戸市吉沢町311番地1株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体代表者株木建設株式会社取締役社長株木雅浩代理人茨城本店常務執行役員本店長黒江俊郎と22億3,031万8,800円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

国補地道第29-03-339-Z-001号（仮称）北沢トンネル本体工事（その1）

ア 工事箇所 常陸太田市下高倉町地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	標準点+評価点 (A)	入札金額 (B)	評価値 (A)/(B)	摘要
株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体	136.4	2,040,000	0.668	落札
東洋・東水・日晃茨城計測特定建設工事共同企業体	132.4	1,997,478	0.662	
戸田・秋山・飛田特定建設工事共同企業体	131.6	1,997,478	0.658	
安藤ハザマ・菅原・日立土木特定建設工事共同企業体	132.8	1,997,478	0.664	
大豊・常総・瀬谷特定建設工事共同企業体	131.2	1,997,478	0.656	
りんかい日産・鈴縫・大木特定建設工事共同企業体	132.9	1,997,478	0.665	
浅沼・大竹・黒澤特定建設工事共同企業体	122.9	1,997,478	0.615	
日本国土・小林・生田目特定建設工事共同企業体	131.5	1,997,478	0.658	
三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体				無効

(注1) 総合評価方式による条件付き一般競争入札であり、評価値が最も高いものを落札者とする。

(注2) 標準点と評価点の配点は、標準点100点及び競争参加申請時に提出された技術提案等による評価点39点とする。

(注3) 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置により、新労務単価により積算した予定価格（22億4,674万円）に落札率（0.919159）を乗じた額（一万円未満切捨て）に100分の8に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

(4)

(13) 工事請負契約の締結について（(仮称)北沢トンネル本体工事（その2））

一般国道461号（仮称）北沢トンネル本体工事（その2）について、水戸市三の丸一丁目4番73号三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体代表者三井住友建設株式会社代表取締役社長新井英雄代理人茨城営業所所長背黒要と22億2,908万7,600円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

国補地道第29-03-339-Z-002号（仮称）北沢トンネル本体工事（その2）

ア 工事箇所 常陸太田市折橋町地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	標準点+評価点 (A)	入札金額 (B)	評価値 (A)/(B)	摘要
三井住友・岡部・日興特定建設工事共同企業体	133.3	2,039,022	0.6537	落札
東洋・東水・日晃茨城計測特定建設工事共同企業体	132.4	2,039,022	0.6493	
戸田・秋山・飛田特定建設工事共同企業体	131.6	2,039,022	0.6454	
安藤ハザマ・菅原・日立土木特定建設工事共同企業体	132.8	2,039,022	0.6512	
大豊・常総・瀬谷特定建設工事共同企業体	131.2	2,039,022	0.6434	
りんかい日産・鈴縫・大木特定建設工事共同企業体	132.9	2,039,022	0.6517	
浅沼・大竹・黒澤特定建設工事共同企業体	122.9	2,039,022	0.6027	
日本国土・小林・生田目特定建設工事共同企業体	131.5	2,039,022	0.6449	
株木・根本・珂北特定建設工事共同企業体	136.4	2,088,000	0.6532	

(注1) 総合評価方式による条件付き一般競争入札であり、評価値が最も高いものを落札者とする。

(注2) 標準点と評価点の配点は、標準点100点及び競争参加申請時に提出された技術提案等による評価点39点とする。

(注3) 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置により、新労務単価により積算した予定価格（22億9,330万円）に落札率（0.9）を乗じた額（一億円未満切捨て）に100分の8に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

專 決 処 分 概 要

2. 専決処分概要

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

(1) 平成29年度一般会計補正予算概要（平成30年3月30日専決処分）

(単位 千円)

事 項	予 算 額	特定財源種目金額	一 般 財 源	備 考
人事課				
一般管理費	△71,007	—	△71,007	時間外勤務手当 (現計 1,341,000)
財政課				
国庫支出金返還金	△1,822	—	△1,822	国庫支出金返還金 (現計 635,746)
公債費	△55,896	—	△55,896	
利子	△23,664	—	△23,664	利子 △20,055 (現計 12,912,684) 公債管理特別会計へ繰出 △2,825 (現計 3,350,120) 一時借入金利子 △784 (現計 784)
公債諸費	△32,232	—	△32,232	公債諸費 △1,810 (現計 188,689) 公債管理特別会計へ繰出 △30,422

(6)

				(現計 233,233)
予備費	△177,009	—	△177,009	予備費 (現計 270,000)
財政課計	△234,727	—	△234,727	
税務課				
賦課徴収費	△225,351	—	△225,351	
徴収交付金	△10,000	—	△10,000	県税取扱市町村交付金 (現計 4,583,446)
県税過誤納還付金	△215,351	—	△215,351	県税過誤納還付金 (現計 3,929,592)
ゴルフ場利用税交付金	△69,646	—	△69,646	市町村交付金 (現計 1,964,187)
利子割交付金	△29,454	—	△29,454	市町村交付金 (現計 619,295)
株式等譲渡所得割交付金	△1,517	—	△1,517	市町村交付金 (現計 1,777,630)
税務課計	△325,968	—	△325,968	

市町村課					
市町村振興費					
自治振興費	—	県債	△100	100	歳入補正
総務部計	△631,702	県債	△100	△631,602	
つくば地域振興課					
都市計画事業費					
繰出金	—	県債	△100	100	歳入補正
空港対策課					
空港対策費					
航空交通体系整備費	—	県債	△200	200	歳入補正
企画部計	—	県債	△300	300	
環境政策課					
自然環境保全費					
狩猟対策費	—	県債	△12,300	12,300	歳入補正

(8)

障害福祉課					
障害福祉施設費					
障害福祉施設整備費	—	県債	△1,500	1,500	歳入補正
生活衛生課					
水道施設指導費					
公営企業管理費	—	県債	△7,000	7,000	歳入補正
子ども政策局子ども家庭課					
児童福祉施設費					
施設整備費	—	県債	△400	400	歳入補正
子ども政策局少子化対策課					
児童福祉施設費					
施設整備費	—	県債	△100	100	歳入補正
保健福祉部計	—	県債	△9,000	9,000	
産業技術課					

産業技術費	—	県債	△3,500	3,500	歳入補正
職業能力開発課					
産業技術専門学院費					
施設整備費	—	県債	△300	300	歳入補正
観光局観光物産課					
観光施設整備費	—	県債	△300	300	歳入補正
商工労働観光部計	—	県債	△4,100	4,100	
農業経営課					
農業総合センター費					
農業総合センター費	—	県債	△100	100	歳入補正
漁政課					
水産試験場費	—	県債	△100	100	歳入補正
水産振興課					
水産基盤整備費	—	県債	△500	500	

(10)

広域漁港整備事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
漁場整備対策事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
水産基盤ストックマネジメント事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
津波防災対策緊急整備事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
災害水産施設復旧費					
平成29年県単水産施設災害復旧費	—	県債	△100	100	歳入補正
水産振興課計	—	県債	△600	600	
農地局農村計画課					
土地改良事業費					
ため池等整備事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
農地局農地整備課					
土地改良事業費	—	県債	△600	600	
県営かんがい排水事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
県営畑地帯総合整備事業費	—	県債	△200	200	歳入補正

経営体育成基盤整備事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
農地局農村環境課					
土地改良事業費	—	県債	△200	200	
広域営農団地農道整備事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
田園整備事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
農林水産部計	—	県債	△1,700	1,700	
道路建設課					
道路橋梁改築費					
地方道路整備費	—	県債	△400	400	歳入補正
道路維持課					
道路橋梁維持費	—	県債	△800	800	
地方道路整備費	—	県債	△500	500	歳入補正
道路補修費	—	県債	△200	200	歳入補正
交通安全施設費	—	県債	△100	100	歳入補正

道路橋梁改築費					
排水整備費	—	県債	△100	100	歳入補正
災害土木施設復旧費					
平成29年道路災害復旧費	—	県債	△100	100	歳入補正
道路維持課計	—	県債	△1,000	1,000	
河川課					
河川改良費	—	県債	△800	800	
広域河川改修事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
河川・総合流域防災事業費	—	県債	△400	400	歳入補正
都市基盤河川改修事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
十王ダム堰堤改良事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
河川維持費					
河川緊急減災対策事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
砂防費	—	県債	△500	500	

通常砂防費	—	県債	△100	100	歳入補正
地すべり対策事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
県単急傾斜地崩壊対策事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
県単砂防費	—	県債	△100	100	歳入補正
海岸保全費					
海岸保全施設整備事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
治水直轄事業負担金	—	県債	△61,800	61,800	歳入補正
災害土木施設復旧費					
平成29年国補災害復旧土木費	—	県債	△23,600	23,600	歳入補正
河川課計	—	県債	△87,000	87,000	
港湾課					
港湾建設費	—	県債	△400	400	
国補港湾建設費	—	県債	△100	100	歳入補正
国補統合補助事業費	—	県債	△100	100	歳入補正
津波・高潮対策事業費	—	県債	△200	200	歳入補正

都市局公園街路課					
街路事業費	—	県債	△400	400	
街路改良費	—	県債	△200	200	歳入補正
県単街路改良費	—	県債	△100	100	歳入補正
移管道路整備費	—	県債	△100	100	歳入補正
公園事業費					
国補公園事業費	—	県債	△200	200	歳入補正
都市局公園街路課計	—	県債	△600	600	
都市局住宅課					
国補住宅費					
公営住宅建設費	—	県債	△400	400	歳入補正
土木部計	—	県債	△89,800	89,800	
総務企画部総務課					
退職手当費	△304,734	県債	△1,930,000	1,625,266	退職手当費 (現計 24,213,869)

総務企画部財務課					
小学校費	△154,321	—	△154,321	教職員給与費等 県単 (現計 69,548,407) 共済組合等負担金 (現計 15,210,560)	△123,598
中学校費	△27,204	—	△27,204	共済組合等負担金 (現計 8,399,919) 旅費 (現計 386,401)	△22,004
高等学校総務費	△88,265	—	△88,265	教職員給与費等 (現計 37,603,837) 共済組合等負担金 (現計 7,562,805) 旅費 (現計 295,465)	△75,190
高等学校建設費	—	県債 △10,100	10,100		
校舎等整備費	—	県債 △7,900	7,900	歳入補正	
老朽校舎改築費	—	県債 △1,600	1,600	歳入補正	
県立高等学校再編整備費	—	県債 △600	600	歳入補正	
特別支援学校費	△75,947	—	△75,947	教職員給与費等	△57,696

					県単 (現計 16,228,558) 共済組合等負担金 △14,851 (現計 3,326,160) 旅費 △3,400 (現計 101,169)
特別支援学校整備費	—	県債 △17,200	17,200	歳入補正	
総務企画部財務課計	△345,737	県債 △27,300	△318,437		
総務企画部文化課					
文化施設費	—	県債 △8,300	8,300		
近代美術館費	—	県債 △5,500	5,500	歳入補正	
文化施設整備費	—	県債 △2,800	2,800	歳入補正	
教育庁計	△650,471	県債 △1,965,600	1,315,129		
警察本部					
警察施設費	—	県債 △600	600	歳入補正	
合 計	△1,282,173	県債 △2,083,500	801,327	一般財源内訳 県税 △336,038 地方譲与税 △217,374 地方交付税 272,473	

				交通安全対策特別交付金	△46,813
				寄附金	10,000
				諸収入	1,119,179
				県債	△100

(2) 平成29年度特別会計補正予算概要 (平成30年3月30日専決処分)

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳入予算額 特定財源種目金額	備 考
財政課			
公債管理特別会計			
公債費	△33,598	財産収入 △176 繰入金 △33,423 諸収入 1 計 △33,598	
利子	△3,000	繰入金 △3,001 諸収入 1 計 △3,000	利子 (現計 3,415,707)
公債諸費	△30,598	財産収入 △176 繰入金 △30,422 計 △30,598	諸費 (現計 298,026)

(3) 損害賠償の額の決定について（平成30年3月30日専決処分）

平成29年9月14日（木）坂東市蕙打1518番地1地先県道上で発生した車両破損等事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(4) 損害賠償の額の決定について（平成30年3月30日専決処分）

平成29年10月21日（土）東茨城郡城里町大字塩子3473番地地先県道上で発生した自動車破損事故に対し、損害賠償の額を定めようとするものである。

(5) 茨城県県税条例の一部を改正する条例（平成30年3月31日専決処分）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

(6) 和解について（平成30年4月17日専決処分）

平成29年7月5日（水）水戸市青柳町4566番地地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(7) 和解について（平成30年4月25日専決処分）

平成29年7月5日（水）日立市千石町4丁目7番5号地先市道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(8) 和解について（平成30年4月27日専決処分）

平成29年12月18日（月）那珂郡東海村大字豊岡428番地駐車場で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。

(9) 和解について（平成30年5月8日専決処分）

平成29年10月24日（火）つくば市竹園1丁目14番地地先県道上で発生した交通事故に対し、和解しようとするものである。